

災害により被害を受けられた皆さまへ

2026 年 9 月 24 日

令和 8 年台風第 25 号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に、「保険料のお支払い」につきまして、法適用日後一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、当社までお問い合わせください。

※災害救助法適用地域および法適用日につきましては、[内閣府ホームページ](#)掲載の最新情報をご確認ください。

【問い合わせフォーム】 [こちら](#)

問い合わせフォームへの回答時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

※回答には 2 ～ 3 営業日いただく場合がありますのであらかじめご了承ください

以上